

イスラエルによるガザ攻撃を非難し、即時停戦を求める声明

2024年8月6日

民主主義科学者協会法律部会第27期理事会

2023年10月7日、ハマスによってガザ地区からイスラエルに対する攻撃が始まった。それに対して、イスラエル側がガザ地区に対する全面的な武力攻撃を開始した。ハマスによるイスラエルに向けたロケット攻撃やイスラエル市民を人質にする行為は、それ自体非難に値するものである。無辜のイスラエル市民を無差別で殺害するテロ行為であり、決して許されるものではない。しかし、イスラエルによる軍事作戦は、ガザ地区のパレスチナ人民に対する大量殺戮であり、国連憲章、国際人道法及び国際人権法違反を構成するものとして、強く非難する。

イスラエルの行為は、国連憲章第2条第3項が規定する平和的解決義務及び第2条第4項が規定する武力行使禁止原則に違反する。イスラエルは自衛権を根拠に正当化している。たしかに、他国からのテロ行為に対する自衛権が行使可能であるとの主張があるが、非国家アクターに対する自衛権行使が一般的に認められているわけではない。また、国際司法裁判所が2004年「パレスチナ占領地域における壁建設の法的帰結」に関する勧告的意見で明らかにしているように、ガザ地区はイスラエルによる軍事占領地域であり、占領国であるイスラエルは自衛権を主張することはできない。たとえ自衛権で正当化する場合であっても、自衛権の要件である必要性だけでなく均衡性原則を満たさなければならない。しかし、イスラエルの行為は明らかに均衡性を失った行為であり、直ちに武力攻撃を中止しなければならない。

イスラエルの行為は明らかに国際人道法違反であり、戦争犯罪を犯している。一般住民への無差別攻撃、病院や学校といった民間施設への攻撃、電気、水、食料の供給を絶った完全包囲攻撃を実施している。女性や子供の犠牲者も多数に上る。多くのパレスチナ人民が住居を奪われ避難民と化した。屋根のない監獄と評されるガザ地区からの出口はない。一般住民の保護措置は執られていない。軍事目標主義も無視されている。国際人道法の遵守が求められる。戦争犯罪が組織的に広範に行われており、人道に対する罪をも構成する。さらにイスラエルの行為は集団殺害（ジェノサイド）罪を構成する。パレスチナ人民を抹殺し、ガザから駆逐する試みが実施されているのである。パレスチナ人民の生存を確保し、国際人権を保障する措置が執られなければならない。そして、国際人道団体による救援を確保する措置が講じられなければならない。

イスラエルの行為はパレスチナ人民の自決権を侵害する行為である。パレスチナ人民は自決権を享有するものであることが上記勧告的意見および後出2024年7月19日の勧告的意見で確認されている。1993年のオスロ合意において、パレスチナ解放機構（PLO）がパレスチナ人民を代表するものであることをイスラエルは承認し、イスラエルと PLO は、

「平和的に共存すること」を互いに誓約した。二国家共存をめざす平和構想は、1995年のオスロ合意 II でも確認された。イスラエルの行為はそうした合意を踏みにじる行為であり、パレスチナ人民の自決権を否定する行為である。

2024年7月19日の勧告的意見で国際司法裁判所は、イスラエルがパレスチナ占領地域を「併合」していると認定した。イスラエルの軍事占領は力による一方的併合であり、国連憲章第2条4項その他の規定する武力行使禁止原則に違反するため領域権原を生じさせるものではなく、イスラエルはパレスチナ地域の占領を可及的速やかに終了させる義務があることを認めた。イスラエル以外の国には、イスラエルの違法な占領を承認しない義務があることを確認し、イスラエルに対し援助を与えてはならない義務を宣明した。したがって、イスラエルは、ガザ地区からの撤退だけでなくパレスチナ全地域からの撤退を行わなければならない。

私たち民主主義科学者協会法律部会第27期理事会は、法律学を研究する学術団体として、あらためて以下を強く求めるものである。

- 一 イスラエルは、即時停戦を行うこと。
- 二 イスラエルは、国連憲章をはじめとする国際法に違反する行為を中止すること。
- 三 イスラエルは、ジェノサイド行為を中止し、これを防止する措置をとること。
- 四 イスラエルは、国際人道法及び国際人権法を遵守する措置を講じること。
- 五 イスラエルは、パレスチナ人民の安全を保障する措置を講じること。
- 六 イスラエルは、1993年オスロ合意、1995年オスロ合意 II、安全保障理事会決議2712及び2728、総会決議ES-10/21及びES-10/22、並びに国際司法裁判所仮保全措置命令（2024年1月26日、3月28日及び5月24日）及び勧告的意見（2024年7月19日）を遵守すること。
- 七 イスラエルは、ガザを含むパレスチナ占領地域から直ちに撤退すること。
- 八 国際社会は、イスラエルへの援助を停止し、イスラエルの占領を終了させるよう最大の努力を講じること。

以上